



きょう・愛・道路

快適で安全な道へ

～松阪市狭あい道路事業についてのご案内～

松阪市 建築開発課 指導防災係

「狭あい道路」とは？

建築基準法において道路の幅が4メートル以上であることが定められています。

しかし、皆さんの周りにも道路の幅が4メートル未満の道路がたくさんありますよね？
そんな幅4メートル未満の道路で、市が指定した道路を「狭あい道路」と呼びます。

ポイント!!

- ① 建築基準法では道路は道幅4メートル以上
- ② 狭あい道路は道幅4メートル未満



「道路」と敷地

皆さんの家を想像してみてください。その家の敷地に面して必ず道路があります。

これを「接道の義務」といい、建物を建てる敷地には必ず道路に面していないといけないと建築基準法で定められています。

ここでいう道路とは、先ほど説明した幅4メートル以上のものです。道幅が4メートルあれば車もすれ違えるし、緊急車両も問題なく駆け付けることができます。

ポイント!!

- ① 建物の敷地は道路に面する必要がある
- ② 面する道路は幅4メートル以上



「狭あい道路」と敷地

狭あい道路に面した敷地をイメージしてみましょう。狭あい道路は市が指定した幅4メートル未満の道路です。この狭あい道路に面した敷地では、そのまま新たな建物を建てたり、建て替えたりすることができません。

道路の中心から2メートル敷地を後退していただくことで、新たに建てたり、建て替えたりすることができるようになります。

狭あい道路に面するそれぞれの敷地が、道路の中心から2メートル後退することで、将来的に道幅を4メートルに広げることを目指しているのです。

ポイント!!

- ① 狭あい道路に面した敷地はそのままでは建築行為ができない
- ② 敷地を道路中心から2メートル後退することで建築行為が可能となる
- ③ 将来的に幅4メートルの道になる

色々説明してきましたが... 結局、狭あい道路整備事業って何なの？

狭い道路を幅4メートルに広げるために、後退(セットバック)してもらった敷地を寄付していただき、市が道路として整備する事業です。

敷地を後退していただくことで将来的に道幅4メートルの道路となります。

しかし、敷地後退していただくためには費用がかかり、とても簡単といえるものではありません。

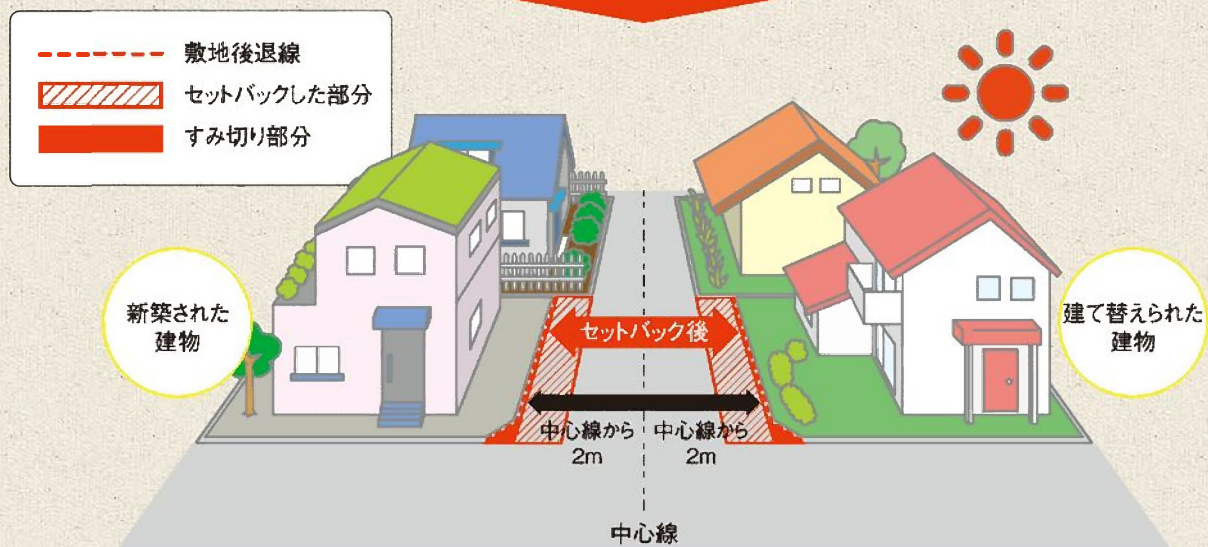
狭あい道路整備事業は、そんな後退用地を松阪市に寄付していただくために、様々な助成を行うものであります。

また、後退用地に関しては松阪市が整備を行い、管理していきますので、より皆様の負担が軽減されることとなります。

是非、この事業を活用し、皆さんと市で安心・快適な広い道をつくりましょう！



セットバックすると...



Q&A

Q 対象となる狭あい道路は？

A 建築基準法42条2項道路若しくは市が必要と認めた道路が対象です。狭いからといって全ての道路が対象となるわけではありません。

Q 助成はある？

A 寄付に伴う測量(12万)・分筆(3万)・寄付に対する報償(最大50万)の助成があります。

Q どういった時に申請するの？

A 建物を建てる時や、建て替える時に申請が必要となります。また、それ以外のタイミングでも申請が可能な場合もありますので、まずはご相談ください。

Q 後退敷地にブロック塀がある場合はどうすれば？

A 狭あい道路の後退用地にあるものは必ず撤去していただく必要があります。ただし、ものすごく古いものに関しては残すことができる可能性があるため、まずはご相談ください。

Q いつ整備される？

A 寄付を受けた翌年度に整備を行います。

Q いつから事業がはじまる？

A 協議申請の受付は既に開始しています。助成金等の交付申請は本年度10月より開始します。

申請の流れ



① 協議(整備促進協議申請書) 建築主⇄松阪市

狭あい道路に面する敷地で建物を建てたり建替えたりするときは必ず申請が必要です。「後退用地は寄付する?」「助成金の対象となる?」「後退の支障となるものは?」などを建築主等と市で協議します。協議OKであればその旨を通知します。

~~~~~狭あい道路事業の申請を行わない場合でも協議までは必ず必要~~~~~

### ② 道路中心の確定

敷地の境界を確定するとともに、狭あい道路の中心を決めることで、敷地を後退していただくラインを確定します。(後退範囲は道路の中心から2m)  
また、後退ラインの確定後は測量を行い、後退用地部分の分筆を行っていただきます。(費用の一部を助成)併せて支障物がある場合は撤去してください。

### ③ 寄付申請書の提出と助成金等交付の申請

後退用地部分の寄付や助成金等の交付に関する申請を行います。現地を確認させていただき、問題なければ助成金等の交付が決定します。



### ④ 助成金等の交付、道路整備

助成金等を交付し、道路整備をします。

#### ■助成金等一覧表

|      | 対 象        | 助 成 額                            |
|------|------------|----------------------------------|
| 測量   | 後退用地の測量費   | 12万円                             |
| 分筆登記 | 分筆登記にかかる費用 | 3万円                              |
| 報償金  | 寄付いただく後退用地 | 後退用地の面積×固定資産税路線価または50万円のいずれか小さい額 |

【問】 建築開発課 指導防災係 ☎0598-53-4070